

伊予市役所 ☎982-1111(代)

中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

伊予市行政評価委員会委員(外部評価委員)を募集します

行政改革・政策推進室(内線510・668)

市の組織機構の一部が変わります

総務課(内線508)

市では、行政改革に関する新たな取り組みとして、市が行うすべての施策及び事務事業(行政活動)について、妥当性・有効性・効率性などの観点から行政評価を行うための準備を進めています。

行政評価では、市職員が行う内部評価と市職員及び市関係者以外の委員(外部評価委員)で構成される行政評価委員会による外部評価を行います。

それぞれの結果を公表することで、住民の視点に立った市政運営を展開し、市民参加型のまちづくりを推進するものです。

この外部評価に関する調査・審議を行うに当たって「行政評価委員会」の構成委員となる公募による市民の皆さんを次のとおり募集します。

■応募資格

市内に在住する20歳以上の方(市職員・市関係団体の役職者及び学生を除く。)

■募集委員

公募による市民2人

■他の構成委員

学識経験者2人
市長が必要と認める者2人

■任期

委嘱の日から2年間

■報酬

市の規定による報酬(日額を支給)

■開催日

○10月から11月の間に3日程度開催予定

○その他、必要に応じて開催(年2〜3回程度)

■選考方法

次項の作文による審査

■応募方法

所定の応募用紙に応募の動機等を記入し、「協働と参画の市政運営」を題材とした作文(400〜2000字程度)を添付の上、直接又は郵送、Eメールにて4月25日(必着)までに提出してください。
※応募用紙は、伊予市ホームページ(<http://www.city.yoshinoe.jp>)からダウンロードしていただくか、行政改革・政策推進室でお受け取りください。

※応募書類は返却しません。

※審査後の結果は全員に通知します。

■提出先

行政改革・政策推進室(〒799-1319、伊予市米湊820番地、Eメール gyoukaku02@city.yoshinoe.jp)

「助役から」副市長へ
「収入役」から「会計管理者」へ

市では、地方自治法の一部改正に伴い、助役が副市長に変わり、収入役は廃止され、新たに会計管理者が置かれることとなります。これは、市長を支えるトップマネジメント機能の強化を目的に行うもので、市長の権限の一部を直接執行することができる「副市長」を置くことにより、市民のニーズと政策課題の迅速で的確な対応が図られます。

副市長の担任する主な事務は、行政改革の推進・住民自治の推進・情報通信基盤の整備・公共施設の管理などです。

公金の取り扱いに関しては、今後、「会計管理者」が行うこととなるため、領収書等に「会計管理者〇〇〇〇」と記入されます。



副市長に、土居民雄氏が選任されました。(旧助役から身分が継承されます)

「防災安全課」用地整理課」を設置します

■防災安全課

安全で安心なまちづくりを推進するために設置します。これにより、防災対応の強化、国民保護、交通安全の推進等に努めます。

■用地整理課

公共事業等により取得した市の財産について、適正に事務処理するために設置します。

就学の困難なご家庭のために

『就学援助制度』があります!

市では、経済的な理由で就学が困難な家庭に対して、学用品費、校外活動費、給食費などを援助しています。

詳しくは、お子さんの通っている小学校・中学校へご相談ください。

■問い合わせ 教育委員会学校教育課(内線722) 又は各小・中学校へ。

市の施設を管理するための
「指定管理者」を募集します

長寿介護課（内線544）
産業経済課（内線572）
中山地域事務所地域振興課（☎967-1111）

市では、次の施設の管理運営について「指定管理者」を募集します。指定管理者の申請が複数出た場合は、審査を行い、最も適切な団体を選定します。

■指定管理による管理運営を予定している施設

- ① 佐礼谷ふれあいプラザ（伊予市高齢者福祉増進施設）
- ② 遊栗館（伊予市なかやま地域資源活用工房施設）

■提出書類

- ・施設指定管理者指定申請書（市の所定の書式）
- ・法人にあつては、法人登記簿謄本
- ・非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- ・定款・規約等の書類又はこれらに相当する書類
- ・申告書（市の所定の書式）
- ・国税、地方税の完納証明書又は納税義務がない旨の理由書
- ・管理を行う公の施設の事業計画書
- ・管理における収支計画書

■団体の経営状況等を説明する書類

- ・前事業年度の収支計算書又はこれに相当する書類
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれに相当する書類
- ・現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- ・団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ・団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する書類

■申込期間

- ① 佐礼谷ふれあいプラザは、4月2日（月）～25日（水）
- ② 遊栗館は、4月2日（月）～27日（金）

■問い合わせ

- ① 佐礼谷ふれあいプラザについては、長寿介護課へ。
 - ② 遊栗館については、産業経済課又は中山地域事務所地域振興課へ。
- ※詳しくは、伊予市ホームページ
(<http://www.city.iyo.ehime.jp/>)に掲載
しております。

土地・家屋の価格等縦覧帳簿を縦覧しています

税務課（内線534）

■縦覧期間

4月2日（月）～5月1日（火）、8時30分～17時30分（土・日曜日、祝日を除く）

■縦覧場所・問い合わせ

税務課又は各地域事務所総合窓口へ。

なお、縦覧・閲覧の際には、本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証など）をお持ちください。

一戦没者等のご遺族の皆様へ
特別弔慰金が支給されます—

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

過去に弔慰金を受給されたことがあり、平成17年4月1日以降申請されていない方、又は、新たに受給権者となられたご遺族の方は手続きを行ってください。

■請求期限 平成20年3月31日

一戦傷病者の妻の方へ
特別給付金が支給されます—

平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、障害年金等を受けている戦傷病者の妻の方、前回受給権を有していた戦傷病者の方が死亡された場合の、その妻の方等へ、10年償還若しくは5年償還の記名国債が支給されます。

■請求期限 平成21年9月30日

■問い合わせ 福祉課（内線552）又は各地域事務所総合窓口課へ。

学生の皆さんへ

「国民年金学生納付特例制度」を「存じですか？」

保険年金課（内線547）

○学生納付特例制度とは

国民年金は、20歳以上のすべての方が加入することになっていきます。学生の方も例外ではありません。しかし、学生の方は、一般的に収入がないため、在学期間中の保険料が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度の承認を受けている期間は、保険料納付済期間とみなされるので、障害等といった不慮の事態に支給される障害年金や遺族年金の対象になります。

○対象となる学生は

大学（大学院）、短大、高校、専門学校、各種学校（※1）等に在学する20歳以上学生等（※2）であって、学生本人の所得が118万円（一定の目安）以下である方

（※1）各種学校の対象は、終業年限が1年以上の課程に在学している方です。（私立の各種学校については都道府県の認可を受けた学校に限られます。）

（※2）夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

○届出は毎年必要です

学生納付特例制度は、前年の所得や在学の確認が必要なため、毎年度申請をしなければなりません。継続して特例制度を利用する方は、気を付けてください。

得や在学の確認が必要なため、毎年度申請をしなければなりません。継続して特例制度を利用する方は、気を付けてください。

○届出に必要なもの

- ① 新学年の在学証明書、又は、学生証（両面の写し）
 - ② 年金手帳
 - ③ 印鑑（スタンプ印は不可）
- ①～③を持参して、保険年金課へ届け出てください。

○追納できます

学生納付特例期間は、将来受ける老齢基礎年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。このため、この期間については、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納める追納ができます。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、猶予されていたときの保険料に一定の加算額が加わりますので、卒業したら、早めに追納しましょう。

国民健康保険の届け出はお済みですか？

保険年金課（内線524）

春は異動の多い季節です。会社に入社して健康保険に加入し、国民健康保険が切れた場合は、市役所へ届け出をしなければなりません。自動的に切り替わると思っていませんか？また、退職しても元氣だからと、健康保険をそのままにいませんか？

社会保険などでは職場で手続きをとってくれますが、国民健康保険の場合、皆さんの責任で手続き

出産育児一時金受領委任払制度について

国民健康保険の加入者が出産すると出産育児一時金として子ども1人あたり35万円が支給されますが、申請によりそれを市から直接医療機関へ支払うことができるようになります。

この制度により、出産費用が35万円を超える場合は、超えた分だけの支払いで済むこととなります。また、出産費用が35万円未満の場合は、差額を世帯主に支給します。

■利用対象者

・ 出産育児一時金の支給が見込ま

しなければなりません。特に、会社を辞めた時に忘れがちですが、14日以内に届け出を行う必要があります。なお、届け出が遅れた場合は、退職時にさかのぼって保険税がかかり、また、その間の医療費は全額自己負担となります。

最近こうした届け出の遅れるケースが増えていますのでご注意ください。

れる世帯主（国民健康保険加入者）
・ 医療機関等から受領委任払の同意を得られる方
・ 国民健康保険税の未納がない方

■手続き

- ・ 委任払承認申請書に医療機関の同意を得て提出してください。
- ・ 申請は、出産予定日の1か月前から受け付けます。
- ・ 申請書は、保険年金課、又は、各地域事務所総合窓口課にあります。

■その他

帝王切開等保険診療となった場合は、後日別途手続きが必要となります。

安心して農地の貸借ができます

農業委員会（内線577）

農業委員会では、4月と10月の年2回、農業後継者等に農地を累積することを目的として農地の貸し借りをを行う「利用権設定等促進事業」を実施しています。

この事業で農地を貸し借りすると、貸借期間終了と同時に農地が返還されますので、安心して貸し借りができる制度です。

■申出受付期間

4月2日(月)～20日(金)

■申込方法

利用権設定申込書に必要事項を記入の上、地区担当農業委員の確認印を押印後、農業委員会事務局又は地区担当農業委員に提出してください。

■問い合わせ

事業の詳細については、農業委員会事務局又は地区担当農業委員へ。

家庭菜園でトマト・ミニトマトを栽培される方へ

昨夏、中予地域の農場でトマト黄化葉巻病が発生しました。この病気は、体長1mmのタバコナジラミ類によって媒介されるウイルス病で家庭菜園等の露地栽培トマトが伝染源となり、市内のトマト農家に重大な被害を与えることが懸念されています。

発病したトマトは、最初に新しい葉のまわりが黄色に変色し、萎縮して生育が停止します。回復はしないため、収穫皆無となる場合もあります。

これからトマトやミニトマトの種を播く時季を向かえますが、栽培される方は次のことに注意してください。

- ①病気の感染・拡大を未然に防ぐため、雑草をとり、病害虫の早期発見や駆除に心がけてください。
- ②もし感染していることが分かった場合は、発病株を速やかに抜き取って土に埋めるか、ビニール袋等に入れて密閉し枯らすなどして、病気が伝染することを防いでください。

■問い合わせ 産業経済課(内線574)、松山地方局農政普及課(☎931-5990)、病虫害防除所(☎992-3460)、伊予農業指導班(☎982-0477)

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く)は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事業者	電話
4	1(日)	豊田設備	下吾川 982-6867
		(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	7(土)	未来設備	尾崎 983-5282
		功栄設備	中村 982-5888
	8(日)	(有)升田金物店	出渕 967-0067
		(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	14(土)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
		友澤設備	大平 982-1381
	15(日)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
		(有)田中興業	中山 967-0558
	21(土)	(株)佐々木工業所	湊町 983-0450
		佐伯工業所	灘町 983-1244
	22(日)	(有)港南設備	稲荷 982-4487
		(株)中山建設	中山 967-1035
	28(土)	K・シマダ	下吾川 983-6553
		(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
29(日)	(有)栄電機設備	中山 967-1318	
	(株)伊予設備	米湊 983-4613	
30(月)	岩井水道工業所	大平 983-3066	
	藤岡工業(株)	上灘 986-0350	

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯をお願いします。
※水道メーターから宅地内側の修理は、全て有料です。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(2月末日現在)

	2月	累計	前年比
発生	15件	39件	±0件
死者	0人	0人	-1人
傷者	18人	50人	-4人

シートベルトを正しく着用しましょう!

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(2月末日現在)

	2月	累計	前年比
侵入盗	5件	14件	+6件
自動車盗	1件	1件	+1件
オートバイ盗	2件	2件	+1件
自転車盗	4件	9件	±0件
車上ねらい	3件	9件	+4件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
家庭内のちょっとした出来事から火災が！

伊予消防署 ☎ 982-0657

家庭内で火災が発生する要因はたくさんあります。皆さんのちょっとした行動から火災が！
次の事項に日ごろから注意を心掛け、火災予防に努めましょう。

■ガスコンロの火災
「ちょっとしたつもりが」

相変わらず多いのが、天ぷら鍋からの火災です。天ぷら鍋の油を温めているときに訪問客があつたり、電



話が掛かったりなど、その場をちよつと離れたすきに…

■タバコによる火災②
「消したつもりが！」

タバコを吸い終わつて、すぐ灰皿の吸殻をゴミ箱に！まだくすぶっていたかも…



■ストーブによる火災①
「キャップが！」

カートリッジ式のタンクを取り出して給油ちゃんときゃップを閉めたはずが…



■タバコによる火災①
「酔ってません！」

布団にもぐつて、お酒、タバコはよくあるパターンですが、タバコに火をつけたまま、ついつつと…



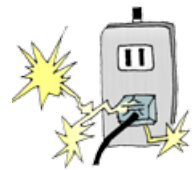
■ストーブによる火災②
「洗濯物が！」

ストーブの上や吹き出し口の近くに洗濯物を干すと、干している物が倒れたり、ふく射熱、自然のいたずらがあるかも…



■特殊な火災
「トラックインゲ！」

5年前に購入した冷蔵庫の裏側にコンセントのコード！そういえば掃除したことあったかなあ…



『伊予市女性消防団員』を募集します



消防団は、地域に最も密着した防災機関です。従来の男性中心の消防団に、女性の特性を生かした消防活動を行ってみませんか。
現在、消防団員81人のうち、11人の女性が活躍しています。

（女性消防団員の主な活動）

- 予防活動：個別防火訪問、1人暮らしの高齢者宅への防火訪問
- 年末年始時期の特別警戒など
- 啓発活動：防災訓練、予防運動、防災行事の指導、地域行事における防火宣伝、応急手当の普及活動、消防団活動のPRなど
- 教育活動：自主防災組織等の教

■伊予市管内の火災と救急出場件数（2月末日現在）

種別	2月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	0	0	1	3	0	4
	0	0	1	0	0	1
	1	0	1	1	0	1
救急出場 件数	106	15	10	219	28	26
	106	15	10	219	28	26
	131	15	10	273	28	26

火災・救急 → 119
火災救急病院 案内 982-5959

- 育・訓練、少年・幼年消防クラブ等の育成指導など
- 現場活動：火災現場等での救護活動、災害時の情報収集、火災現場での雑踏整理
- 採用予定人員 女子若干名
- 採用条件
- 市内に居住する満18歳以上、概ね50歳までの方
- 最低3年以上勤続することができらる方
- 消防団に意欲と情熱を有する方

■申込受付期間

4月10日(火)～27日(金)(平日の8時30分～17時15分)

■申し込み・問い合わせ

伊予消防署消防担当へ。